

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 川上 嘉彦
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成31年4月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	価値開発株式会社
証券コード	3010
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エスエーオー・スリー・ジーピー・リミテッド(SAO III GP Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイブルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッドの事務所
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 深谷 太一
電話番号	03-6250-6200

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	マルコム・エフ・マクリーン4世(Malcolm F. MacLean IV)
住所又は本店所在地	米国、カリフォルニア州、パシフィック・パリセーズ
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 深谷 太一
電話番号	03-6250-6200

## 3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	タロウ・マスヤマ(Taro Masuyama)
住所又は本店所在地	米国、ニューヨーク州、ニューヨーク
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 深谷 太一
電話番号	03-6250-6200

## 4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	橋本 龍太郎
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 深谷 太一
電話番号	03-6250-6200

## 5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	細野 敏
住所又は本店所在地	東京都江東区
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 深谷 太一
電話番号	03-6250-6200

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年3月29日
訂正箇所	変更報告書提出事由の訂正

## （訂正前）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと  
共同保有者の追加

## （訂正後）

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと  
共同保有者の追加  
保有目的の変更